

災害対応法制の見直し等に関する指定都市市長会要請

平成 28 年熊本地震は、4 月 16 日に発生したマグニチュード 7.3 の本震を含め観測史上初めて震度 7 の大地震が 28 時間の間に 2 度にわたり発生し、熊本市を含めた熊本・大分両県を中心に大規模かつ広域的な被害をもたらした大災害となった。

さらに、震度 1 以上を観測した地震がこれまでに 1,500 回を超えるなど長期にわたり余震が続いており、被災者の不安と建物などに対する被害を拡大させている。

指定都市市長会では、東日本大震災後に策定した「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」に基づき、初動期に、支援先等の役割分担等を全国知事会等他団体と速やかに協議し、水・食料をはじめとした物資支援の実施や延 17,000 人を超える指定都市職員を熊本市の避難所運営支援や罹災証明書受付・交付業務及び建物被害認定調査業務等のため派遣するなど、多方面にわたる支援活動を実施してきた。

指定都市市長会としては、被災者及び被災自治体からの要望に対応し、一日も早い復旧・復興に向けて、指定都市 20 市の総力を挙げて取り組む決意である。

こうした災害対応や被災地支援において要求されるのは、「迅速性」と「専門性」であり、指定都市は市民に寄り添う基礎自治体であると同時に大都市としての総合力を兼ね備えているため、その活動主体としての力を十分に発揮することができる。その一方で、東日本大震災の際、被災自治体の主体的な住民の救助や生活支援に支障をきたし、また、自治体間の被災地支援に係る調整に滞りが生じるなど、迅速かつ適切な災害対応を妨げる制度上の問題が浮き彫りになったことは記憶に新しい。

世界有数の災害大国である日本においては、南海トラフ地震や首都直下地震などの巨大地震、大型台風や集中豪雨、さらには大規模な火山噴火などの災害への備え、そして、より効果的な災害対策の枠組みの構築を進めることが何よりも重要であり、そのためにも、指定都市が、その有する能力を住民の救助や他自治体の支援等に最大限活用できるような制度作りが必要である。

よって、指定都市市長会は、自治体間の連携による円滑な被災地支援を進めるための制度設計や災害対応法制について、次のとおり要請する。

1 自治体間の支援に関する仕組みの制度化

大規模な災害に対して、自治体又は指定都市市長会をはじめとする地方団体が支援を実施する際に、支援実施側の自治体又は団体が過大な財政負担を負うこととなれば、円滑な支援を妨げる要因と成り得る。そこで、災害の発生後に国の補正予算等による特別な財政措置を検討するのではなく、今後は、大規模な災害に係る自治体間の支援に対する財政措置を制度化し、支援自治体側の財政負担に対する懸念を払拭することで、円滑な支援の実施を促進すること。

2 災害法制の見直し

現行の災害救助法においては、救助の主体が都道府県知事に限定されており、知事からの委任を受けない限り、指定都市の市長であっても、市民の救助に主体的に当たることができず、このことが災害時における即応的な対応を困難にする要因のひとつとなっている。そこで、指定都市が、自立的・自発的に被災者の救助・救援に当たることができるよう、指定都市の市長を救助の主体と位置付けるとともに、財源措置の充実を図ること。

また、現行の災害対策基本法においては、指定都市の市長には応急措置の実施義務があるが、その応急措置の実効性を担保する従事命令等の権限が、都道府県知事に限定されており、知事からの通知がない限り、市長は従事命令等を行うことができない。そこで、効果的かつ円滑な応急措置を実施するため、応急措置に係る従事命令等の権限を、発災当初から指定都市の市長も行使できるようにすること。

また、全国的な広域支援体制において、指定都市の有する人員と高度な専門性を有効に活用できていない。そこで、国における広域支援の枠組み（対口支援等）を法制化し、その検討に当たっては、指定都市も支援の主体とするとともに、指定都市の意見を反映させること。

**平成28年5月31日
指定都市市長会**